



本日の議事日程は次のとおりである。

令和 7 年和泉市議会第 3 回定例会議事日程表（第 1 日）

（ 9 月 8 日 ）

日程	種 別	番 号	件 名	摘 要
1			会議録署名議員の指名について	
2			会期の決定について	
3	監査報告	19	例月出納検査結果報告（会計室扱 令和 7 年 3 月分）	別 冊 P. 2
4	監査報告	20	例月出納検査結果報告（上下水道部企業出納員扱 令和 7 年 3 月分）	別 冊 P. 16
5	監査報告	21	例月出納検査結果報告（病院企業出納員扱 令和 7 年 3 月分）	別 冊 P. 32
6	監査報告	22	例月出納検査結果報告（会計室扱 令和 6 年度 令和 7 年 4 月分）	別 冊 P. 37
7	監査報告	23	例月出納検査結果報告（会計室扱 令和 7 年 4 月分）	別 冊 P. 51
8	監査報告	24	例月出納検査結果報告（上下水道部企業出納員扱 令和 7 年 4 月分）	別 冊 P. 65
9	監査報告	25	例月出納検査結果報告（病院企業出納員扱 令和 7 年 4 月分）	別 冊 P. 81
10	監査報告	26	例月出納検査結果報告（上下水道部企業出納員扱 令和 7 年 5 月分）	別 冊 P. 86
11	監査報告	27	例月出納検査結果報告（病院企業出納員扱 令和 7 年 5 月分）	別 冊 P. 102
12	監査報告	28	例月出納検査結果報告（会計室扱 令和 6 年度 令和 7 年 5 月分）	別 冊 P. 107
13	監査報告	29	例月出納検査結果報告（会計室扱 令和 7 年 5 月分）	別 冊 P. 121

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

日程	種 別	番 号	件 名	摘 要
14	監査報告	30	定期監査（令和 7 年度第 1 次分）結果報告書	別冊
15	教育委員会 報告	1	和泉市教育委員会の点検・評価報告書（令和 6 年度事業対象分）	別冊
16	報 告	21	令和 6 年度決算に基づく和泉市健全化判断比率の報告について	P. 15
17	報 告	22	令和 6 年度決算に基づく和泉市資金不足比率の報告について	P. 16
18	報 告	23	専決処分の報告について（交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解）	P. 18
19	議 案	45	製造請負契約締結について（救助工作車Ⅱ型艀装）	P. 22
20	議 案	46	財産取得について（災害用備蓄物品（自動ラップ式トイレ））	P. 24
21	議 案	47	和泉市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について	P. 26
22	議 案	48	和泉市職員旅費条例及び和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について	P. 33
23	議 案	49	和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 45
24	議 案	50	工事請負契約締結について（和泉市富秋中学校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業）	P. 49
25	議 案	51	損害賠償の額の決定及び和解について（道路上事故）	P. 54
26	議 案	52	令和 6 年度和泉市水道事業会計剰余金の処分について	P. 57
27	議 案	53	令和 6 年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分について	P. 59
28	議 案	54	財産取得について（高規格救急自動車）	P. 62

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

日程	種 別	番 号	件 名	摘 要
29	議 案	55	和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 64
30	議 案	56	和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について	P. 67
31	議 案	57	和泉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について	P. 70
32	議 案	58	和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 82
33	議 案	59	和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 85
34	議 案	60	和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 88
35	議 案	61	令和7年度和泉市一般会計補正予算（第3号）	P. 91
36	議 案	62	令和7年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	P. 99
37	議 案	63	令和7年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	P. 103
38	議 案	64	令和7年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	P. 110
39	議 案	65	令和7年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）	P. 114

○

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第39まで

○

（午前10時00分開会）

○ 関戸繁樹議長 おはようございます。議員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

○

◎開会宣告

- 関戸繁樹議長 ただいまから令和7年第3回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

6番・友田博文議員、20番・末下広幸議員から欠席の届けがあります。

○

◎諸報告

- 関戸繁樹議長 日程に先立ちまして御報告いたします。

去る8月13日付で、飯阪光典議員より議会運営委員会委員の辞任の申出があり、委員会条例第13条の規定により許可いたしましたことを御報告いたします。

次に、議会運営委員会においては、閉会中の8月22日、京都府京丹後市へ所管事項について委員会行政視察を実施し、視察報告書を提出いただいておりますこと、市議会ホームページに掲載しておりますことを御報告いたします。

また、会議規則第166条の規定による議員派遣の件については、お手元の資料に記載のとおり、6月30日から昨日までの間、5件について承認いたしました。

以上、報告いたします。

○

◎市長挨拶

- 関戸繁樹議長 それでは、これより本日の会議を開きます。

ここで、市長の挨拶を願います。

辻市長。

(市長登壇、開会挨拶)

- 辻 宏康市長 皆様、おはようございます。開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和7年和泉市議会第3回定例会をお願い申し上げましたところ、議員皆様方の御出席を賜り、ただいま議会が成立いたしました。心から厚くお礼を申し上げます。

さて、今回御提案申し上げます案件は、令和7年度和泉市一般会計補正予算（第3号）など議案22件、報告3件、認定9件、監査報告12件、教育委員会報告1件でございます。内容等につきましては別途御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審議をいただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○ 関戸繁樹議長 市長の挨拶が終わりました。

◎議事日程の報告

○ 関戸繁樹議長 本定例会に出席報告のあった者の氏名並びに本日の議事日程等は、お手元に御配付のとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

◎会議録署名議員の指名について

○ 関戸繁樹議長 それでは、日程審議に入ります。

日程1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本日の会議録署名議員には、11番・スペル・デルフィン議員、16番・岡田 勉議員、以上2名の方を指名いたします。

◎会期の決定について

○ 関戸繁樹議長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から10月7日までの30日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から10月7日までの30日間と決定いたします。

◎例月出納検査及び定期監査報告

○ 関戸繁樹議長 日程第3から日程第14までは、いずれも例月出納検査結果報告及び定期監査結果報告でありますので、これらを一括議題といたします。

本各件について、質疑の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、監査報告第19号から第30号までの報告を終わります。

◎教育委員会報告第1号 和泉市教育委員会の点検・評価報告書（令和6年度事業対象分）

- 関戸繁樹議長 日程第15、教育委員会報告第1号「和泉市教育委員会の点検・評価報告書（令和6年度事業対象分）」を議題といたします。

本件について、質疑の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、教育委員会報告第1号を終わります。

○

◎報告第21号 令和6年度決算に基づく和泉市健全化判断比率の報告について

◎報告第22号 令和6年度決算に基づく和泉市資金不足比率の報告について

- 関戸繁樹議長 日程第16、報告第21号「令和6年度決算に基づく和泉市健全化判断比率の報告について」及び日程第17、報告第22号「令和6年度決算に基づく和泉市資金不足比率の報告について」を一括議題といたします。

各報告の説明をお願いします。

辻市長。

（市長登壇、報告説明）

- 辻 宏康市長 ただいま御上程いただきました報告第21号、第22号について、辻より御説明申し上げます。

議案書の15ページでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により御報告申し上げます。

各比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、それぞれの比率が黒字となっておりますので、バー表示としております。実質公債費比率につきましては、早期健全化基準であります25.0%を下回る4.3%になったものでございます。将来負担比率につきましては、比率がマイナスとなっておりますので、バー表示としております。

続きまして、報告第22号について御説明申し上げます。

議案書の16ページでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により御報告申し上げます。

水道事業会計、公共下水道事業会計、公共浄化槽事業会計及び病院事業会計につきましては、資金不足が生じておりませんので、バー表示としております。

以上、御報告申し上げます。

- 関戸繁樹議長 市長の説明が終わりました。

本各件について、質疑の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、報告第21号及び第22号を終わります。

○

◎報告第23号 専決処分の報告について（交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解）

- 関戸繁樹議長 日程第18、報告第23号「専決処分の報告について（交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解）」を議題といたします。

報告の説明をお願いします。

辻市長。

（市長登壇、報告説明）

- 辻 宏康市長 ただいま御上程いただきました報告第23号について、辻より御説明申し上げます。

議案書の18ページでございます。

令和6年12月23日、午前10時14分頃、室堂町31番地の3先の室堂町北交差点におきまして、消防職員が救急出場のため赤信号の交差点に救急車で北西方向へ進入しようとしたところ、自動二輪車で左方から走行してきた相手方が救急車の進入に気づいたため停止しようとしたが転倒し、相手方が乗っていた自動二輪車が道路上を滑走して救急車に接触したことにより、当該自動二輪車の前輪及びハンドル部分等を損傷させたもので、市は車両損害額及びその他物損額として2万5,880円を賠償する必要があります。

本件事故に係る市の責任割合は20%、賠償額は公益社団法人全国市有物件災害共済会自動車損害共済により全額てん補するものでございます。

以上、御報告申し上げます。

- 関戸繁樹議長 市長の説明が終わりました。

本件について質疑の発言はありませんか。

坂本議員。

- 5番 坂本健治議員 明政会の坂本です。報告第23号について質問をいたします。

まず、私が調べた判例によると、横浜地裁平成29年2月6日判決、過失割合、一般車10割、救急車ゼロ。事案、救急車がサイレン、赤色灯を確実に作動して赤信号を進入、一般車は青信号で進入。判断、一般車の運転手はサイレン、赤色灯に気づき得たのにこれを無視して交差点に進入した事情が重く、救急車側の進入方法、安全確認に過失がないと評価。結論、過失割合、一般車10割、救急車ゼロ。高等裁判所民事判例集第50巻1号130ページに収録と解

説で紹介しております。判決で全文の公的公開は見当たりませんが、実務家向け解説で一貫してこの比率が示されております。

また、この判例から10年前の、大阪高裁平成19年2月4日判決では、第1審地裁では、救急車側の安全確認義務違反が重視され、過失割合は救急車70%、一般車30%と判断されましたが、第2審大阪高裁では事情が逆転し、一般車の過失が重いとの判断に至り、過失割合は一般車70%、救急車30%と訂正されました。判決の理由として、一般車は約30メートル手前で救急車との接触を発見できたにもかかわらず制動処置を講じなかったとされ、注意義務違反が重く評価されました。このことも踏まえて、今回の救急車の事故ということですが、何点か確認させていただきます。

まず、この交通事故は、赤信号で交差点に進入した際にとの説明がありましたが、救急出場中の交通事故でよろしいのでしょうか。お答えいただけますか。

○ 関戸繁樹議長 はい、答弁。

消防長。

○ 式森一彦消防長 消防長の式森です。

救急出場中の事故で、室堂町北交差点を赤信号で進入した際に発生した交通事故でございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 はい、坂本議員。

○ 5番 坂本健治議員 それでは、この救急出場中ということであれば、傷病者を病院へ搬送してる途中だったのでしょうか。もしくは、救急要請現場に向かう途中の交通事故だったのかもお答えいただけますか。

○ 関戸繁樹議長 はい、消防長。

○ 式森一彦消防長 消防長の式森です。

傷病者を病院へ搬送中の交通事故でございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 坂本議員。

○ 5番 坂本健治議員 分かりました。救急走行中で傷病者を搬送中ということだったので、一分一秒を争う状況だったことは分かりました。今回のような救急出場中の交通事故発生時の救急隊の対応についてお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 消防長。

○ 式森一彦消防長 消防長の式森です。

救急出場の交通事故発生時の対応については、原則は、交通事故が発生させた場合は運転を中止し、事故の大小に関係なく、負傷者がいる場合は応急処置を行います。そこで、当該現場にて直ちに別の救急車を要請することとなりますが、心肺停止等緊急度が高い事案で、かつ当該救急車が自走可能な状況である場合は、事故相手方に説明し、救急隊員1名を当該現場に残し、病院搬送をさせていただきます。病院搬送後は速やかに交通事故現場に戻り、事故対応を行います。

今回の交通事故では、搬送中の傷病者は意識があり軽症であったため、本人の同意を得て別の救急車を要請して病院搬送をしました。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 坂本議員。

○ 5番 坂本健治議員 ありがとうございます。救急車の救急出場中の交通事故対応は分かったんですけども、今回の場合は、別の救急車を要請して対応したということですが、先ほどの答弁にもあった、救急隊員1名を当該現場に残し病院に搬送する場合、救急搬送中の傷病者が軽症であっても、これね、軽症であっても、救急隊員を1人残して事故対応に当たれば、そのまま病院に搬送することは道路交通法的に問題がないはずですが、なぜ今回そのようにしなかったのかお聞かせいただけますか。

○ 関戸繁樹議長 消防長。

○ 式森一彦消防長 消防長の式森です。

議員御指摘のとおり、道路交通法的には問題はありませんが、当該救急隊員は幹線道路で相手方が転倒しましたので、相手方への呼びかけと応急処置、また運転手の事故を起こしてしまったという責任感及び動揺的なものから、搬送中の傷病者は幸い意識があり軽症であったため、本人の同意を得て別の救急車を要請して病院搬送いたしました。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 坂本議員。

○ 5番 坂本健治議員 救急隊員は、救急事案で緊急執行中であることを認識して交通事故により別の救急車を要請するという事は、限りある救急車を追加で出場させて他の救急事案への影響も考えられるというふうに思っているんですよ。隊員1名が残って相手方への適切な応急処置と事故処理を行えば、追加の救急車を要請せずに済んだというふうに私は考えるところでございます。今後の対応については、これは本当に十分検討していただきたいと

いうふうに思っております。

これは質問はしませんけれども、後で話は出てくるかと思うんで、過失割合の中でも、例えば緑ナンバーのトラックに対して事故があった場合、その積荷を積み替えて搬送するであつたりとかした場合に、バスでもタクシーでもそうですけれど、代替えで呼んだ分の費用も加算されるんですよ、加害者比率で。そういったところはしてないというふうに思うんですけども、そういったことも踏まえていろいろ考えていただきたいと。

次に、今回の交通事故の過失割合は市が20%との説明でしたが、過失割合が20%で示談となった理由をお聞かせください。

○ 関戸繁樹議長 消防長。

○ 式森一彦消防長 消防長の式森です。

今回の交通事故は、まず緊急執行中であり、当該現場の交差点の状況が赤信号でありましたが、一旦停止をして左右を確認し、その後徐行にて交差点に進入していたことで、まず相手方の過失割合が高くなりました。相手方は救急車に気づき、ブレーキをかけた際に自己転倒され、転倒後自動二輪車のみが滑走し救急車と接触したもので、接触時は救急車も停止しておらず、徐行であっても走行していた点が示談の論点となり、類似判例等を基に算定され、示談したものでございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 坂本議員。

○ 5番 坂本健治議員 類似判例等を基に算定されたと、示談したということですけど、どのような判例を、先ほども冒頭で述べたような判例があると思うんで、参考にしたのかお聞きしたいのと、示談したとのことですが、加害者やどちらが被害者というような認識もどういうふうに考えてるのかも教えてください。

また、相手方の過失は、救急車両を認識し、急ブレーキをかけて転倒し、自動二輪車が滑走し救急車に接触したとのことですが、そのときのスピードや相手のブレーキをかけてから何メートル滑走したのでしょうか等の認識もしているのでしょうか、お答えいただけますか。

○ 関戸繁樹議長 消防長。

○ 式森一彦消防長 消防長の式森です。

示談交渉委任先である公益社団法人全国市有物件災害共済会を通じて示談交渉をした結果、過去の一般車両の交通事故を基にし、救急車の事例を加えて算定したと報告を受けています。

具体的にどの事例を参考にしたかは把握していませんが、事故の責任割合から相手方が加

害者で市が被害者との認識となります。相手方は救急車に気づいてブレーキをかけた際に自己転倒され、ブレーキをかけられてから約3メートル滑走し、救急車に接触しました。その際のスピードは明確にはなっておりませんが、事故の概要を全て精査して示談協議を行い、まずは相手方の過失割合が高くなり、責任割合の最終的な部分で救急車も停止していなかったことが最終的な論点となり、市の責任割合20%となったものです。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 坂本議員。

○ 5番 坂本健治議員 これ、ずっと専決で事故のときに僕指摘してると思うんですけど、この公益社団法人全国市有物件災害共済会、これは保険屋やと思うんですけど、ここでも前は、すごく比率割合、おかしいというふうに僕は指摘してるんですよ。それ、何かというと、結局ここらはちゃんと調査してるんかというのが疑問視がいろいろあったんですよ。だからこそ、この議案に僕が指摘して、過失割合の理由を書いてくれと、どういう過失割合での割合になってんか分からへんから書いてくれと言うたら書いてくれるようになったんですけど、それは感謝してるんですけどね。

そういった中で、ここに今の答弁もあったんですけど、過失割合の責任のところに対して十分示談協議を行って、その概要を全て調査してというふうに言ってますけれども、調査が、担当が、ある程度やっぱりこっちが加害者というふうじゃなくて被害者なんですよ。ということは、基本的にはやっぱり主張すべきことは主張しないといけないので、今スピードも分からないと言うてたんで、この辺は、これを精査したというのは僕はちょっと違うと思うんですよ。じゃ、何キロぐらい相手が出しててどれぐらい滑走したか、3メートル滑走したんであったら60キロ以上出てるのか、交差点は道路交通法の中で、何かあっても青であっても、青は渡っていいなんですよ、渡りなさいじゃないんですよ、青は渡っていい。ということは、交差点は最徐行なんですよ。何があっても止まれるスピードで進入しなさい。実際そんな運転してる人はいませんが、そういうことが大事なんで、こちらに対してのやっぱりきちんと主張して、保険屋にこういうことでちゃんと主張してくださいということも言うべきであったというふうに私は思っております。

今回の事故では、一般車については青信号でもサイレン、赤色灯に注意し、救急車の進路を妨げないよう配慮すべき義務、道路交通法でいうと第36条第4項、そして第40条第1項がそれに当たるんですよ。これもう本当に法律違反ですからね。それを怠ったことは大きな要因であるというふうに考えております。

そして、判例の中でも先ほど説明しましたがけれども、横浜地裁では、平成29年2月6日判決で、一般車両が10割、救急車ゼロなんですよね、これゼロなんですよ。こういうところで事案というのは、先ほども説明したとおり、救急車がサイレン、赤色灯を確実に作動して赤信号に進入、一般車は青信号で進入、一般車の運転手はサイレン、赤色灯に気づき得たのにこれを無視して交差点に進入した事情が重く、救急車側の進入方法は安全確認に過失がないと評価と。結果、一般車は10割、救急車はゼロ、高等裁判所民事判例集の第50巻の1号130ページに収録と解説で説明されております。これちゃんと載ってるんですよ、調べれば。そして、判決全文の公開等は見当たりませんが、実務家向け解説で一貫してこの比率が示されているということなんです。なので、基本的にやっぱりこういうのって訴えたんですよ、多分この横浜のところで。先ほど言った大阪も訴えたんでしょうね、多分、何かもめたか何かでね。こういう判例が出てるということなんで、ではそういうところもきちんと加味した上で思っていたきたいと。

では、今後このような事故を起こさないようにするには再発防止というのはどういうふうにするにすればいいか、お考えを教えてください。

○ 関戸繁樹議長 消防長。

○ 式森一彦消防長 消防長の式森です。

再発防止策については、これまで取り組んできた赤信号・交差点進入時の対策は、一旦停止し安全確認後、交差点内に最徐行にて進入し、安全確認後通過する以上の対策はありませんが、危険予知能力をさらに高め再発防止に努めていきたいと考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 坂本議員。

○ 5番 坂本健治議員 そういうふうにはしか答弁できないというふうには思うんですけど、このような判例があるにもかかわらず、今回のように示談したことは本当に大変残念というふうに私は思っております。

私は消防団員として約10年活動してますが、私の経験上、緊急車両に対しての非協力的な状況が増えているというふうに思っております。特に、和泉市の消防隊員は日頃から緊急出場中の車両を私も交差点で見かけてますけれども、安全確認がすごく丁寧で、逆にもう少し早く進めばいいのになというふうなところで、今回の件は私は見ていませんが、報告を聞くにつれて、やはり救急車側の過失がないと。なぜこういうことかというのは、今の再発防止でも、交差点一旦停止し、今回もしてるんですよ。交差点にて最徐行し、今回もしてるんで

すよ。してるけれども、その交差点に突っ込んできてるんですよ、要は。突っ込んできてる
らどうやってよけるんですか。こっちはぎりぎり止まってなかった。向こうは当たってきた。
これを今度再発防止するって、そういうのは難しいんです。やっぱりその辺をそこでちゃん
としたところに対して、やっぱり今回の相手側も違反してますよね、道路交通法的にも。ほ
んなら今回、相手が道路交通法を明らかに犯してる中で違反認定はされたのか、その辺分か
っているのかお答えいただけますか。

○ 関戸繁樹議長 消防長。

○ 式森一彦消防長 消防長の式森です。

把握できていません。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 坂本議員。

○ 5番 坂本健治議員 その辺はなかなか教えてくれないところもあるかというふうに思う
んですけど、明らかにこれ、道路交通法違反を根拠に示した中で交渉に当たるべきなんです
よ、示談交渉に。そういうところに対してはきちんとやっぱりそういうことも踏まえて指摘
しておきます。

今回の質問で対応の甘さが本当に僕は明白になったと思ってるんですよ。一番に市民の安
全を考えるとということは当然なんです。もちろん消防署も、公務員というのはね。しかしな
がら、何事においても過度にへりくだる対応が正しいとは私は思ってないんですよ。今後、
こういうような状況は十分確認した上で、やっぱり毅然とした対応をしていただきたいとい
うふうに思ってますけど、お考えはありますか。お答えください。

○ 関戸繁樹議長 消防長。

○ 式森一彦消防長 消防長の式森です。

交通事故状況を踏まえ、善意の行動と悪質な行動をしっかりと分析し、毅然とした対応をし
ていきたいと考えております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 坂本議員。

○ 5番 坂本健治議員 もうここで質問のほうは終わらせていただきたいと思うんですけど、
意見に変えさせていただきますけど、今回、救急搬送中の交通事故について幾つか意見を申
し上げたいと思います。

まず、横浜地裁の平成29年の判決のように、一般車両が10割と、救急車がゼロというよう

な認定された例もある中で、本市は事案では市が20%、相手方が80%で示談となった点については、市民から見ても疑問を抱かれる部分もあるかというふうに私は思っております。ただ、答弁にあったとおり、救急車が停止ではなく徐行中であつたことなど、個別事情について過失割合が修正されるのは事実上やむを得ない面もあるというふうには理解してるんですよ。しかしながら、今回の事案に対しては、対応策は僕はちょっと疑問を感じるところです。

次に、事故発生時の対応についてですけれども、今回負傷者が軽症であつたため別の救急車を要請したとのことですが、追加に出場したら他の救急事案に対して影響、要するに1台余分に行ってるわけですよね、ましてや軽症の方に。軽症の方にこれ2台の救急車を使ってるんですよ。うち、そんな救急車の多分予備ないはずなんですよ。そういうときに対して、やっぱり軽症であつて、自走ができる救急車ならやっぱりそれはどういうふうな判断かというのはきちんと判断した中で、僕は自走するべきだったというふうに思うんですよ。現場での判断は本当に難しいにしても、マニュアル等を作って今後検証を重ねて、最適な対応方法を今後さらに検討していただきたいと思っております。

また、消防団員としての経験から感じておりますけど、近年、救急車両への市民の理解や協力不足があると実感しています。サイレンや赤色灯に気づきながら譲らない車両、不注意のドライバー、携帯を見てたり大きな音量で音楽を聞いてたりしているのを多く目撃、私自身がしております。市としても、例えば、市の広報や学校教育とかで、基本的に交通安全指導の強化というのはやってるというふうに思うんですが、やっぱりこういった緊急車両に対しての連携や協力というの、やっぱり大人にも周知できる、また子どもにも周知していくというような教育も僕は大切だというふうに考えます。

最後に、この市の姿勢について申し上げます。

今回、市民の安全を第一に考えることは当然ですが、先ほども申しましたが、正しく任務を果たしている職員や隊員さんが不当に責任を負うような印象を与えてはいけないというふうに私は思っております。やはり、過度にへりくだることなく、事実に基づいて毅然とした主張を行った中で職員を守る姿勢を示すことが市民の信頼の確保にもつながるというふうに思ってますので、ぜひともそういったことに対しては、各部長も専決処分いろいろあると思いますけど、そういったことも踏まえた中で、きちんとした対応を取っていただきますよう要望して終わります。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 他に質疑の発言はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

他に質疑ないものと認め、報告第23号を終わります。



- ◎議案第45号 製造請負契約締結について（救助工作車Ⅱ型機装）
- ◎議案第46号 財産取得について（災害用備蓄物品（自動ラップ式トイレ））
- ◎議案第47号 和泉市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第48号 和泉市職員旅費条例及び和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第49号 和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第50号 工事請負契約締結について（和泉市富秋中学校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業）
- ◎議案第51号 損害賠償の額の決定及び和解について（道路上事故）
- ◎議案第52号 令和6年度和泉市水道事業会計剰余金の処分について
- ◎議案第53号 令和6年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分について
- ◎議案第54号 財産取得について（高規格救急自動車）
- ◎議案第55号 和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第56号 和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第57号 和泉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- ◎議案第58号 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第59号 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第60号 和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- ◎議案第61号 令和7年度和泉市一般会計補正予算（第3号）
- ◎議案第62号 令和7年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

◎議案第63号 令和7年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

◎議案第64号 令和7年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

◎議案第65号 令和7年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）

○ 関戸繁樹議長 日程第19、議案第45号「製造請負契約締結について（救助工作車Ⅱ型艀装）」から日程第39、議案第65号「令和7年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）」までの以上21件を一括議題といたします。

まず、議案第45号から議案第60号の提案理由の説明を市長より願います。

辻市長。

（市長登壇、提案理由説明）

○ 辻 宏康市長 ただいま御上程いただきました案件について、辻より御説明申し上げます。

議案第45号「製造請負契約締結について（救助工作車Ⅱ型艀装）」、議案書の22ページでございます。

和泉消防署本署に配置するための救助工作車Ⅱ型艀装の製造請負契約を締結しようとするものでございます。

議案第46号「財産取得について（災害用備蓄物品（自動ラップ式トイレ）」、議案書の24ページでございます。

災害用備蓄物品として、自動ラップ式トイレを購入しようとするものでございます。

議案第47号「和泉市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定について」、議案書の26ページでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児に係る部分休業に関して所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

議案第48号「和泉市職員旅費条例及び和泉市実費弁償条例の一部を改正する条例制定について」、議案書の33ページでございます。

国家公務員等の旅費に関する法律の改正に準じ、鉄道賃の急行料金の支給に係る距離要件の廃止、日当の廃止及び宿泊手当の新設その他所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

議案第49号「和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例及び和泉市議会議員及び和泉市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案書の45ページでございます。

公職選挙法施行令の一部改正により、国政選挙における公費負担の限度額が引き上げられ

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

たことに伴い、和泉市議会議員及び和泉市長の選挙においてもこれに準じ、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

議案第50号「工事請負契約締結について（和泉市富秋中学校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業）」、議案書の49ページでございます。

和泉市富秋中学校区等における市営住宅集約建替他公共施設整備等事業に係る工事請負契約を締結しようとするものでございます。

議案第51号「損害賠償の額の決定及び和解について（道路上事故）」、議案書の54ページでございます。

令和4年12月30日午後8時頃、尾井町二丁目8番17号先歩道において発生した道路上事故の示談に際しまして、損害賠償の額の決定及び和解を行おうとするものでございます。

議案第52号「令和6年度和泉市水道事業会計剰余金の処分について」及び議案第53号「令和6年度和泉市公共下水道事業会計剰余金の処分について」、議案書の57ページからでございます。

令和6年度和泉市水道事業会計及び和泉市公共下水道事業会計の決算に伴う剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により処分しようとするものでございます。

議案第54号「財産取得について（高規格救急自動車）」、議案書の62ページでございます。

石油貯蔵施設立地対策等補助金を活用し、和泉消防署本署に配置する高規格救急自動車を購入しようとするものでございます。

議案第55号「和泉市水道事業、公共下水道事業及び公共浄化槽事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案書の64ページでございます。

水道事業及び公共下水道事業の経営、計画その他重要事項について審議を行うため、和泉市上下水道事業経営審議会を設置しようとするものでございます。

議案第56号「和泉市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定について」、議案書の67ページでございます。

災害その他非常の場合にあつて、指定給水装置工事事業者の確保が困難と判断されるときは、他の水道事業者または他の水道事業者の指定を受けたものによる給水装置工事の施行を可能にするほか、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

議案第57号「和泉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について」、議案書の70ページでございます。

児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の適正な実施を図るため、その施設及び運

営に関する基準について、内閣府令で定める基準を踏まえて条例で定めようとするものでございます。

議案第58号「和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、議案書の82ページでございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

議案第59号「和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、議案書の85ページでございます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業及び特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

議案第60号「和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、議案書の88ページでございます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部の改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

以上のとおりでございますので、何とぞよろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 関戸繁樹議長 市長の説明が終わりました。

続いて、補正予算関係の説明を願います。

総務部長。

○ 土本修一総務部長 総務部長の土本です。

ただいま御上程いただきました議案第61号「令和7年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」から議案第64号「令和7年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」までにつきまして、その内容を御説明申し上げます。

初めに、議案第61号「令和7年度和泉市一般会計補正予算（第3号）」から御説明申し上げます。

議案書91ページをお願いいたします。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に5億2,270万円を追加し、総額を845億3,846万9,000円とするものでございまして、その内容は後ほど事項別明細書に基づき御説明いたします。

次に、第2条は、債務負担行為の補正、第3条は、地方債の補正でございます。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

93ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正でございますが、旧消防本部庁舎除却事業につきまして、債務負担行為の変更を行おうとするものでございます。

次に、94ページをお願いいたします。

第3表地方債補正でございますが、防災施設整備事業につきまして、地方債限度額の変更を行おうとするものでございます。

続きまして、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明申し上げます。

96ページをお願いいたします。

まず、総務費、（仮称）防災備蓄倉庫整備事業では、旧消防本部庁舎の除却工事の設計を進める中、建物の調査を行ったところ、アスベスト含有が確認されたため、アスベスト除去工事として1,400万円を追加いたしました。

次に、同じく総務費、定額減税調整給付事業では、令和7年度分の定額減税不足額給付の実施に当たり、国からの通知により給付対象者が増加したことから、給付金等について、合わせて3億2,870万円を追加いたしました。

次に、諸支出金では、財政調整基金への積立金1億8,000万円を追加いたしました。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算でございます。

ページ戻りまして、95ページをお願いいたします。

まず、国庫支出金では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3億2,870万円を追加いたしました。

次に、（仮称）防災備蓄倉庫整備事業債1,400万円を追加いたしました。

最後に、繰越金では、前年度繰越金1億8,000万円を計上いたしました。

議案第61号の内容は以上でございます。

続きまして、99ページをお願いいたします。

議案第62号「令和7年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に3,714万4,000円を追加し、総額を180億6,360万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容は、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明申し上げます。

102ページをお願いいたします。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

まず、総務費では、法改正により、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が開始されることに伴い、国民健康保険システム改修費用として2,300万円を計上いたしました。

次に、基金積立金では、財政調整基金への積立金893万6,000円を追加いたしました。

次に、諸支出金では、過年度に交付を受けた補助金の精算に伴う返還金520万8,000円を追加いたしました。

続きまして、歳入予算でございます。

ページ戻りまして、101ページをお願いいたします。

まず、国庫支出金について、国民健康保険システム改修事業費補助金2,300万円を計上いたしました。

最後に、繰越金において、前年度繰越金1,414万4,000円を追加いたしました。

議案第62号の内容は以上でございます。

続きまして、103ページをお願いいたします。

議案第63号「令和7年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に1億9,583万3,000円を追加し、総額を178億8,122万2,000円とするものでございます。

次に、第2条は、債務負担行為の補正でございますが、内容については106ページをお願いいたします。

介護保険システム標準化改修事業につきまして、債務負担行為の追加を行おうとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容は、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明申し上げます。

108ページをお願いいたします。

まず、総務費では、介護保険システムの標準化に伴うガバメントクラウド利用料といたしまして、230万8,000円を計上いたしました。

次に、基金積立金では、介護保険給付準備基金への積立金1億3,262万4,000円を追加いたしました。

次に、諸支出金では、過年度に交付を受けた負担金等の精算に伴う返還金6,090万1,000円を追加いたしました。

続きまして、歳入予算でございます。

ページ戻りまして、107ページをお願いいたします。

まず、国庫支出金について、介護保険システム標準化改修事業費補助金230万8,000円を計

上いたしました。

次に、支払基金交付金では、過年度事業の精算による追加交付といたしまして、介護給付費交付金2,422万5,000円、地域支援事業支援交付金844万6,000円を計上いたしました。

次に、府支出金では、介護給付費負担金1,000円を計上いたしました。

次に、財産収入では、介護保険給付準備基金運用収入116万8,000円を追加いたしました。

最後に、繰越金では、前年度繰越金1億5,968万5,000円を追加いたしました。

議案第63号の内容は以上でございます。

続きまして、110ページをお願いいたします。

議案第64号「令和7年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）」でございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に145万円を追加し、総額を35億8,667万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容は、事項別明細書に基づき、歳出予算から御説明申し上げます。113ページをお願いいたします。

総務費では、法改正により令和8年度から子ども・子育て支援金制度が開始されることに伴い、後期高齢者医療システム改修費用として145万円を計上いたしました。

続きまして、歳入予算でございます。

ページ戻りまして、112ページをお願いいたします。

国庫支出金について、後期高齢者医療システム改修事業費補助金145万円を計上いたしました。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第61号から第64号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 上下水道部長。

○ 近藤真一上下水道部長 上下水道部長の近藤です。

ただいま御上程いただきました議案第65号「令和7年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）」につきまして、その内容を御説明申し上げます。

議案書114ページからでございます。

今回補正いたします内容につきましては、委託2件、工事2件の債務負担行為の追加でございます。上下水道耐震化計画などの事業進捗を見て、令和8年度に予定していた事業を

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

前倒しして実施するもので、事業期間が年度をまたがるため、債務負担行為の予算を設定するものでございます。

第2条でございますが、予算第5条に定めた債務負担行為について、第1項では、仏並町配水管ほか1件、設計事業2,200万円を追加し、第2項では、春木町外配水管ほか1件整備事業2億400万円を、春木町外配水管ほか3件整備事業3億2,100万円に変更するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第65号「令和7年度和泉市水道事業会計補正予算（第2号）」の内容でございます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 関戸繁樹議長 説明が終わりました。

本各件については、総括質疑を省略し、お手元の付託案件表のとおり各常任委員会に付託いたします。

○

◎散会宣告

○ 関戸繁樹議長 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

なお、9月25日に一般質問を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

（午前10時47分散会）

○

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

関 戸 繁 樹

同 署 名 議 員

スペル・デルフィン

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

同 署 名 議 員 岡 田 勉